

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 厚木市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.6%
全職員	64.1%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.6%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	88.4%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.5%
31～35年	94.7%
26～30年	92.3%
21～25年	90.0%
16～20年	89.0%
11～15年	87.3%
6～10年	85.2%
1～5年	92.8%

### 【説明欄】

- ① 男性は約80%が常勤職員である一方、女性は約40%となっており、女性に会計年度任用職員の割合が多くなっている。
- ② 家族に対する扶養手当や住居の契約者に対する住居手当など、世帯の状況に応じて支給される各種手当で、男性職員の受給額が多くなっている。  
【女性の一人当たり平均支給額】扶養手当＝男性の20%、住居手当＝男性の71%
- ③ 時間外勤務手当の受給は男性が多い一方、育児部分休業の取得に伴う減額等は女性の割合が多いなど、夫婦間での仕事と家庭の分担が結果に影響しているものと見込まれる。  
【女性の一人当たり平均支給額】時間外勤務手当＝男性の71%

- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。  
\* 常勤職員の所定勤務時間に対して短時間の勤務形態としている職員については、職員数を常勤換算して人数をカウント。  
\* 厚木市立病院については、行政職や消防職など給与水準が異なることから、集計に含めず、別紙公表とした。  
— 給与の差異は、手当の支給状況や年齢構成等によるものであり、給与制度上、性別で待遇の差はありません —